

入 札 公 告

R 7 徳土 多々羅川他 徳・新浜本他 排水機場点検整備業務について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

徳島県東部県土整備局長

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 委 託 業 務 名 R 7 徳土 多々羅川他 徳・新浜本他 排水機場点検整備業務
- (2) 路 線 名 等 多々羅川他
- (3) 委 託 業 務 箇 所 徳島市新浜本町 2 丁目他
- (4) 委 託 業 務 概 要 年点検整備 1 式
(多々羅川排水機場)
(太田川排水機場)
- (5) 委 託 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 1 0 日まで
- (6) 設 計 金 額 1 5 , 8 9 4 千円（税抜き）
- (7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の 2 及び 3 に示すとおりである。
- (8) そ の 他
 - ① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ③ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
 - ④ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和 7 年 12 月 19 日（金） ～ 令和 8 年 1 月 26 日（月）	徳島市南末広町 6－3 6 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 契約・指導担当
設計図書等の電子閲覧（全て）	令和 7 年 12 月 19 日（金） ～ 令和 8 年 1 月 23 日（金）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
設計図書等に関する質問書の提出	1 回目 令和 7 年 12 月 19 日（金） ～ 令和 8 年 1 月 7 日（水）	徳島市南末広町 6－3 6 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 河川・砂防整備第一担当 ファクシミリ 088-623-4026
	2 回目 令和 8 年 1 月 8 日（木） ～ 令和 8 年 1 月 14 日（水）	E-mail toubu_ks_t@pref.tokushima.lg.jp
質問書に対する回答書の電子閲覧	1 回目 令和 8 年 1 月 9 日（金） ～ 令和 8 年 1 月 23 日（金）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
	2 回目 令和 8 年 1 月 16 日（金） ～ 令和 8 年 1 月 23 日（金）	

※ 1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により受信について確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。

※3：2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答対しても再質問することができる。

※4：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。

※5：紙閲覧を希望する事業者は5（1）の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和8年1月5日（月） 午前8時30分 ～ 令和8年1月20日（火） 午後5時	電子入札システム
入札書の提出	令和8年1月21日（水） 午前8時30分 ～ 令和8年1月23日（金） 正午	電子入札システム
開札執行	令和8年1月26日（月） 午前9時10分	徳島市南末広町6－36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 3階入札室

※1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）であり、令和7年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「**機械器具設置工事**」で掲載されている者であること。
- (2) 次の要件のいずれかに該当する者であること。
 - ① 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が県内にある者）にあつては、(1)の参加資格業者名簿の「**機械器具設置工事**」の格付けがA級の者
 - ② 県外業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が県外にある者）にあつては、(1)の参加資格業者名簿の「**機械器具設置工事**」の総合評定値（P）が1,000点以上の者
- (3) 平成22年度から令和6年度までに開札執行した徳島県発注のポンプ製作据付工事又は排水機場保守点検業務において、指名実績又は入札参加実績（無効となった者を除く。）を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (4) 開札日時時点で申請者と直接的な雇用関係にある者を現場責任者として当該委託業務に配置できること。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は2の(2)の期間とする。

- (1) 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。
 - ① 入札参加資格確認票（様式1）
- (2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約に関すること
徳島県徳島市南末広町6－36
徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 契約・指導担当（電話 088-653-8812）

- (2) 入札参加資格及び工事内容に関すること

徳島県徳島市南末広町 6－3 6

徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 河川・砂防整備第一担当（電話 088-653-8916）